

令和8年度グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

(一社)埼玉県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」という。)の会員事業者がグリーン経営を推進する認証に対し取得又は更新した場合、その費用の一部を助成し環境対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

グリーン経営を推進する認証機関とは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団をいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、協会の会員事業者とする。但し、一般貨物運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者を助成対象とする。

- 2 登録業種はトラック運送事業とする。
- 3 助成対象事業所は、埼玉県内とする。
- 4 助成対象単位は事業所毎ではなく、法人を1単位とし年度1回の交付申請とする。
- 5 会費の滞納がないこととする。

(対象期間)

第4条 対象期間は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までにグリーン経営の新規登録及び更新登録(登録日)した事業者とする。

(受付期間)

第5条 助成金の交付申請の受付期間は、令和8年4月1日から令和9年3月5日までとする。なお、予算枠に達した時点で受付を終了とする。

(助成金額)

第6条 助成金額は、新規登録を50千円とし、更新登録を30千円とする。なお、既に認証を取得している事業者が、県内の未認証営業所の審査を行い新規に認証した場合は、新規登録とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、「グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書」(別紙様式)を協会へ提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 協会は、前条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、事業者に対して助成金を交付する。

(報告)

第9条 協会は、助成等に関して、必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は別にこれを定める。

(附 則) 本要綱は令和8年4月1日より実施する。